

公安委員会 決裁資料	公文書における読点の表記の変更に伴う公安委員会規則の改正	令和8年2月26日 総務課
<p>1 制定する規則の名称 鹿児島県公安委員会規則の読点の表記を改める規則</p> <p>2 改正対象（1の規則の効力の及ぶ範囲） 現在公布されている全ての公安委員会規則</p> <p>3 改正経緯 県における公文書の読点表記の変更に伴い、令和8年4月1日以降、例規（条例、規則、訓令、告示等）の読点は「、」（テン）を用いることとされたため、現に公布されている公安委員会規則における読点表記について改正する必要性が生じたものです。</p> <p>4 改正方法 各規則等ごとに改正契機を捉えて、都度改正する方法では煩雑となるため、知事部局に倣い、発令形式ごとに一括改正することとします。</p> <p>5 施行日 令和8年4月1日</p>		